



宮 崎 県 公 報

平成30年3月29日(木曜日) 第 2982 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…… (行政経営課) 1	頁
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 2	
○救急病院の認定…… (医療業務課) 5	
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…… (環境管理課) 5	
○航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示…… (") 5	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…… (循環社会推進課) 5	
○県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則第4条第4号の特別徴収金を徴収しない基準… (農村整備課) 6	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…… (水産政策課) 6	

○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示…… (管理課) 6	
○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 7	
○土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…… (") 13	

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…… (中嶋・地域課) 18	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…… (商工政策課) 19	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…… (") 19	
○土地改良区の役員の就任の届出…… (農村整備課) 19	
○土地改良区の役員の就任の届出…… (") 19	
○土地改良区の役員の退任の届出…… (") 20	
○土地改良区の役員の退任の届出…… (") 20	
○県営土地改良事業に係る換地処分…… (") 20	

告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 413号

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程 (平成8年宮崎県告示第1076号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲載事項)</p> <p>第3条 公報掲載事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) その他総務部行政経営課長 (以下「行政経営課長」という。) が適当と認めたもの</p> <p>(掲載手続)</p> <p>第7条 公報掲載事項の公報掲載を依頼しようとする者 (以下「<u>登録依頼者</u>」という。) は、次の表の左欄に掲げる公報掲載事項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び公報掲載事項に係る原稿 (以下「<u>原稿</u>」という。) の電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) を行政経営課長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。</p> <p>[略]</p> <p>(原稿の縮切)</p> <p>第8条 原稿の縮切日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p>	<p>(掲載事項)</p> <p>第3条 公報掲載事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) その他総務部総務課長 (以下「<u>総務課長</u>」という。) が適当と認めたもの</p> <p>(掲載手続)</p> <p>第7条 公報掲載事項の公報掲載を依頼しようとする者 (以下「<u>登録依頼者</u>」という。) は、次の表の左欄に掲げる公報掲載事項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び公報掲載事項に係る原稿 (以下「<u>原稿</u>」という。) の電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) を総務課長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。</p> <p>[略]</p> <p>(原稿の縮切)</p> <p>第8条 原稿の縮切日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p>

<p>号に掲げる日時とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 号外の公報 行政経営課長の指定した日時</p> <p>2 登載依頼者は、原稿の分量、原稿中の様式等が多い場合においては、前項の規定にかかわらず、事前に行政経営課長に協議し、その指示に従わなければならない。</p> <p>3 行政経営課長は、年末、年度末等において公報登載事項が多量となることが予想される場合は、第1項の規定にかかわらず、原稿の締切日時を別に定めることができる。</p> <p>(編集)</p> <p>第9条 行政経営課長は、前条に規定する締切日時までに提出された原稿について、速やかに発行手続のために必要な記号、番号、年月日等を記入し、発行区分及び発行日ごとに取りまとめて公報登載の処理をしなければならない。</p> <p>(校正)</p> <p>第10条 公報の校正は、その主務課及び行政経営課において行うものとする。</p> <p>(正誤)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の手続は、県公報訂正依頼文書に正誤表(別記様式第1号)を添付して行政経営課長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(有償配布先の変更)</p> <p>第16条 公報の有償配布を受ける者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき、又は公報の配布先を変更しようとするときは、その旨を行政経営課長に届け出なければならない。</p> <p>様式第2号(第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 その他詳細については、宮崎県総務部行政経営課(電話0985(32)4477)までお問い合わせください。</p>	<p>号に掲げる日時とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 号外の公報 総務課長の指定した日時</p> <p>2 登載依頼者は、原稿の分量、原稿中の様式等が多い場合においては、前項の規定にかかわらず、事前に総務課長に協議し、その指示に従わなければならない。</p> <p>3 総務課長は、年末、年度末等において公報登載事項が多量となることが予想される場合は、第1項の規定にかかわらず、原稿の締切日時を別に定めることができる。</p> <p>(編集)</p> <p>第9条 総務課長は、前条に規定する締切日時までに提出された原稿について、速やかに発行手続のために必要な記号、番号、年月日等を記入し、発行区分及び発行日ごとに取りまとめて公報登載の処理をしなければならない。</p> <p>(校正)</p> <p>第10条 公報の校正は、その主務課及び総務課において行うものとする。</p> <p>(正誤)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の手続は、県公報訂正依頼文書に正誤表(別記様式第1号)を添付して総務課長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(有償配布先の変更)</p> <p>第16条 公報の有償配布を受ける者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき、又は公報の配布先を変更しようとするときは、その旨を総務課長に届け出なければならない。</p> <p>様式第2号(第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 その他詳細については、宮崎県総務部総務課までお問い合わせください。</p>
---	---

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 414号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程(昭和38年宮崎県告示第 381号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表第1(第5条関係)	別表第1(第5条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">部及び室</th> <th style="text-align: center;">班</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>[略] 情報政策班</td> </tr> <tr> <td>総務対策室</td> <td>[略] 人事班 行政経営班 財政班</td> </tr> </table>	部及び室	班	[略]		総合政策対策室	[略] 情報政策班	総務対策室	[略] 人事班 行政経営班 財政班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">部及び室</th> <th style="text-align: center;">班</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>[略] 情報政策班 <u>国体準備班</u></td> </tr> <tr> <td>総務対策室</td> <td>[略] 人事班 財政班</td> </tr> </table>	部及び室	班	[略]		総合政策対策室	[略] 情報政策班 <u>国体準備班</u>	総務対策室	[略] 人事班 財政班
部及び室	班																
[略]																	
総合政策対策室	[略] 情報政策班																
総務対策室	[略] 人事班 行政経営班 財政班																
部及び室	班																
[略]																	
総合政策対策室	[略] 情報政策班 <u>国体準備班</u>																
総務対策室	[略] 人事班 財政班																

	[略]
[略]	
文教対策室	文教総務班 [略] 学校政策班 [略] スポーツ振興班 [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]	
文教対策室副室長	教育次長
[略]	
情報政策班長	[略]
[略]	
人事班長	人事課長
行政経営班長	行政経営課長
財政班長	財政課長
[略]	
文教総務班長	教育庁総務課長
[略]	
学校政策班長	学校政策課長
特別支援教育班長	特別支援教育室長
[略]	
スポーツ振興班長	スポーツ振興課長
[略]	
人権同和教育班長	人権同和教育室長
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政 策対策 室	[略]	
	情報政 策班	[略]
総務対 策室	総務班	1・2 [略] 3 県有施設の被害調査に関すること。 4 災害対策本部の運営に必要な施設の調整に関すること。 5 災害関係の文書及び物品の受理、配布及び発送並びに災害関係文書の印刷に関すること。
	人事班	[略]
	行政経	1 総合対策部及び他班への応援に関する

	財産総合管理班 [略]
[略]	
文教対策室	教育政策班 [略] 高校教育班 義務教育班 [略] スポーツ振興班 高校総体推進班 [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]	
文教対策室副室長	副教育長
[略]	
情報政策班長	[略]
国体準備班長	国体準備課長
[略]	
人事班長	人事課長
財政班長	財政課長
財産総合管理班長	財産総合管理課長
[略]	
教育政策班長	教育政策課長
[略]	
高校教育班長	高校教育課長
義務教育班長	義務教育課長
特別支援教育班長	特別支援教育課長
[略]	
スポーツ振興班長	スポーツ振興課長
高校総体推進班長	高校総体推進課長
[略]	
人権同和教育班長	人権同和教育課長
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政 策対策 室	[略]	
	情報政 策班	[略]
	国体準 備班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。
総務対 策室	総務班	1・2 [略] 3 災害関係の文書の受理、配布及び発送並びに災害関係文書の印刷に関すること。
	人事班	[略]

	営班	こと。			
	財政班	[略]		財政班	[略]
				財産総合管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有施設の被害調査及び被害報告に関すること。 2 災害対策本部の運営に必要な施設の調整に関すること。 3 災害対策本部室の整備及び設営に関すること。 4 庁舎等の電気設備の機能維持又は回復に関すること。 5 庁舎等の電話設備の機能維持又は回復に関すること。 6 庁舎放送施設の機能維持又は回復に関すること。 7 庁舎等の災害対策（被害箇所の応急対策を含む。）に関すること。
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
県土整備対策室	[略]		県土整備対策室	[略]	
	営繕班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の電気設備の機能維持（回復）に関すること。 2 庁舎等の電話設備の機能維持（回復）に関すること。 3 庁舎放送施設の機能維持（回復）に関すること。 4 災害対策本部室の整備及び設営に関すること。 5 庁舎等の被害調査及び被害報告に関すること。 6 庁舎等の災害対策（被害箇所の応急対策）に関すること。 7 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 		営繕班	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 財産総合管理班の支援に関すること。
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
文教対策室	文教総務班	1～3 [略]	文教対策室	教育政策班	1～3 [略]
	[略]			[略]	
	学校政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。 		高校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高校教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した高校教育に関する生徒の応急の教育に関すること。
	[略]			義務教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義務教育に関する児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した義務教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。
	[略]			[略]	
	スポーツ振興班	[略]		スポーツ振興班	[略]
				高校総体推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。

[略]	[略]	班	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 415号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 416号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（都城市早水町4461番の一部、4494番8の一部、4500番の一部及び4500番1の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

宮崎県告示第 417号

航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成14年宮崎県告示第 193号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
1 宮崎空港に係る地域		1 宮崎空港に係る地域	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
I	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域である地域	I	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域</u> である地域
[略]		[略]	
2 新田原飛行場に係る地域		2 新田原飛行場に係る地域	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
I	宮崎市佐土原町、西都市及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域である地域	I	宮崎市佐土原町、西都市及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域</u> である地域
[略]		[略]	

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 418号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成30年3月29日

指定区域	埋立地の区分
都城市梅北町 344番 1 の一 部、同 348番 1 の一部、同	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

349番1の一部、同 349番
2の一部、同 351番5の一
部、同 351番8の一部

宮崎県告示第 419号

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則（昭和48年宮崎県規則第54号。以下「規則」という。）第4条第4号の特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして知事が定める基準を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

なお、県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則第4条第3号の特別徴収金を徴収しない基準（昭和48年宮崎県告示第1079号の3）は、平成30年3月31日限り、廃止する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 規則第2条第1号のは場整備にあっては、次に掲げるもの以外のもの

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業の施行に係る地域内にある土地（以下「受益地」という。）のうち同項第2号の区画整理（以下「区画整理」という。）に係る土地につき、一連の事業計画に基づく10アール以上の面積の土地を目的外用途（県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和48年宮崎県条例第27号）第2条第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため、所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。以下「転用等」という。）
- (2) かんがい排水施設に係る受益地（区画整理に係る土地以外のものに限る。）の転用等で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 一連の事業計画に基づく受益地の面積の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地の面積のうち10ヘクタール以上。以下同じ。）につき行うもの
 - イ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第7条第1項の規定により決定された流通業務団地で受益地の面積の10分の1以上を占めるものの区域内におけるもの

- ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定により行われる土地区画整理事業の施行地区で受益地の面積の10分の1以上を占めるものの区域内におけるもの
- 2 規則第2条第2号のかんがい排水にあっては、1の(2)のいずれかに掲げるもの以外のもの
- 3 規則第2条第3号の畑地かんがいにあっては、1の(2)のいずれかに掲げるもの以外のもの
- 4 規則第2条第4号の農地開発にあっては、一連の事業計画に基づく10アール以上の面積の受益地につき行う転用等以外のもの

宮崎県告示第 420号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年3月1日
発起人の住所及び氏名	延岡市北浦町 株式会社タカスイ 代表取締役社長 高須 清光 延岡市北浦町 株式会社桑原水産 代表取締役会長 高須 清光
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	大型まき網漁業

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 421号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入札参加者の資格）</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する事業を行う者であって、雇用保険に未加入のもの</p> <p>キ [略]</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（入札参加者の資格）</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する事業を行う者であって、雇用保険に未加入のもの又は知事が別に定める期間の雇用保険料に未納があるもの</p> <p>キ [略]</p> <p>（2） [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりされたものとみなす。

宮崎県告示第 422号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年3月29日から同年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字神 殿1265番35 から同郡同 町同大字同 字1265番32 地先まで	旧	18.0～ 38.0	28.0
			西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字神 殿1265番35 から同郡同 町同大字同 字1282番8 地先まで	新	13.3～ 38.4	270.0

宮崎県告示第 423号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年3月29日から同年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字神 殿1265番35 から同郡同	旧	10.0～ 28.0	880.0

		町同大字同 字1207番2 地先まで			
		西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字神 殿1265番35 から同郡同 町同大字同 字1265番29 地先まで	新	11.6～ 28.0	32.0

宮崎県告示第 424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	垣 下 谷	01- 201- 1 - 012	土 石 流
	松 元 谷	01- 201- 1 - 017	土 石 流
	天 神 谷 川	01- 201- 1 - 018	土 石 流
	数 太 木 2	01- 201- 1 - 019	土 石 流
	小 鹿 黒 谷	01- 201- 1 - 021	土 石 流
	土 川 谷 前 迫	01- 201- 1 - 022	土 石 流
	立 野 下 谷	01- 201- 1 - 023	土 石 流
	谷 口 谷	01- 201- 1 - 025	土 石 流
	城 福 寺 谷 2	01- 201- 1 - 027	土 石 流
	大 迫 1	01- 201- 2 - 009	土 石 流
大 迫 2	01- 201- 2 - 010	土 石 流	

立 野	01- 201- 2 - 011	土 石 流	田上- 1 - 新②	01- 301- 2 - 001 -新②	土 石 流
中岡谷 2	01- 201- 2 - 013	土 石 流	田上- 1 - 新③	01- 301- 2 - 001 -新③	土 石 流
城福寺谷	01- 201- 2 - 014	土 石 流	田上- 1 - 新④	01- 301- 2 - 001 -新④	土 石 流
上北方谷 1	01- 201- 2 - 020	土 石 流	田上- 1 - 新⑤	01- 301- 2 - 001 -新⑤	土 石 流
竹之内- 1	01- 201- 2 - 028	土 石 流	菰 迫 1	01- 301- 2 - 003	土 石 流
竹之内 1 谷川	01- 201- 2 - 028 -新①	土 石 流	菰 迫 2	01- 301- 2 - 004	土 石 流
大 迫 3	01- 201- 3 - 026	土 石 流	落野尾 1	01- 301- 2 - 005	土 石 流
城	01- 201- 3 - 028	土 石 流	下 中 野	01- 301- 3 - 001	土 石 流
陀 羅 2	01- 201- 3 - 030	土 石 流	元 山 1	01- 301- 3 - 002	土 石 流
陀 羅 5	01- 201- 3 - 033	土 石 流	元 山 2	01- 301- 3 - 003	土 石 流
陀 羅 6	01- 201- 3 - 034	土 石 流	菰 迫 乙 1	01- 301- 3 - 004	土 石 流
塩 井 川	01- 201- 3 - 035	土 石 流	落野尾 4	01- 301- 3 - 007	土 石 流
桜 町 1	01- 201- 3 - 042	土 石 流	城 内	01- 301- 3 - 010	土 石 流
桜 町 2	01- 201- 3 - 043	土 石 流	北 ケ 迫	01- 301- 3 - 011	土 石 流
桜 町 3	01- 201- 3 - 044	土 石 流	銀 代	01- 301- 3 - 012	土 石 流
桜 町 4	01- 201- 3 - 045	土 石 流	古 井 手	01- 301- 3 - 013	土 石 流
持 田 1	01- 201- 3 - 047	土 石 流	白砂ヶ尾	01- 302- 2 - 002	土 石 流
深 田 2	01- 201- 3 - 048	土 石 流	池 内	I - 1 - 0011	急傾斜地の崩壊
持 田 2	01- 201- 3 - 049	土 石 流	照明院- 2	I - 1 - 0032	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 1	01- 201- 3 - 050	土 石 流	浮 田 - 3	I - 1 - 0038	急傾斜地の崩壊
時 雨	01- 201- 3 - 051	土 石 流	浮田- 3 - 新①	I - 1 - 0038- 新①	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 2	01- 201- 3 - 052	土 石 流	溝 頭	I - 1 - 0041	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 3	01- 201- 3 - 053	土 石 流	六 反 田	I - 1 - 0043	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 4	01- 201- 3 - 054	土 石 流	小 松 - 1	I - 1 - 0044	急傾斜地の崩壊
時雨西の迫	01- 201- 3 - 108	土 石 流	小 松 - 2	I - 1 - 0045	急傾斜地の崩壊
柿ノ木田谷	01- 301- 1 - 003	土 石 流			

小松-2-新①	I-1-0045-新①	急傾斜地の崩壊	溝頭-2	I-1-3031	急傾斜地の崩壊
北川内谷口	I-1-0061	急傾斜地の崩壊	千丈-1	I-1-3032	急傾斜地の崩壊
城福寺	I-1-0062	急傾斜地の崩壊	風穴-1	I-1-3034	急傾斜地の崩壊
桜町	I-1-0065	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新①	I-1-3034-新①	急傾斜地の崩壊
北川内坂谷	I-1-0066	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新②	I-1-3034-新②	急傾斜地の崩壊
上加納	I-1-0104	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新③	I-1-3034-新③	急傾斜地の崩壊
上加納(流町)	I-1-0105	急傾斜地の崩壊	風穴-2	I-1-3035	急傾斜地の崩壊
井倉	I-1-0125	急傾斜地の崩壊	堂地	I-1-3054	急傾斜地の崩壊
下井倉	I-1-0126	急傾斜地の崩壊	大塚町権現前	I-1-3056	急傾斜地の崩壊
下井倉-新①	I-1-0126-新①	急傾斜地の崩壊	池内町麓	I-1-3058	急傾斜地の崩壊
大迫南方	I-1-2031	急傾斜地の崩壊	南方町大迫2	I-1-3059	急傾斜地の崩壊
吾田	I-1-2032	急傾斜地の崩壊	池内町松元	I-1-3063	急傾斜地の崩壊
杓掛-3	I-1-2048	急傾斜地の崩壊	持田1	I-1-3065	急傾斜地の崩壊
杓掛-3-新①	I-1-2048-新①	急傾斜地の崩壊	土手下-1	I-1-3068	急傾斜地の崩壊
船引	I-1-2049	急傾斜地の崩壊	下中野-1	I-1-3070	急傾斜地の崩壊
尾の下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊	上大久保-1	I-1-3073	急傾斜地の崩壊
鳥越-1	I-1-3004	急傾斜地の崩壊	杓掛-4	I-1-3074	急傾斜地の崩壊
松島	I-1-3019	急傾斜地の崩壊	草萩田-1	I-1-3075	急傾斜地の崩壊
後吾田1	I-1-3020	急傾斜地の崩壊	壱町原	I-1-3077	急傾斜地の崩壊
後吾田2	I-1-3021	急傾斜地の崩壊	大坪2	I-2-0011	急傾斜地の崩壊
前吾田1	I-1-3022	急傾斜地の崩壊	もみじヶ丘団地	I-2-0014	急傾斜地の崩壊
池内町大瀬戸2	I-1-3023	急傾斜地の崩壊	大坪-1	I-2-0201	急傾斜地の崩壊
御供田	I-1-3024	急傾斜地の崩壊	陀羅迫	I-2-0206	急傾斜地の崩壊
垣下	I-1-3025	急傾斜地の崩壊	平和	II-1-0073	急傾斜地の崩壊

平和一新①	II-1-0073-新①	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬戸3	II-1-4065	急傾斜地の崩壊
平和一新②	II-1-0073-新②	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬戸4	II-1-4066	急傾斜地の崩壊
平和一新③	II-1-0073-新③	急傾斜地の崩壊	幸福寺	II-1-4068	急傾斜地の崩壊
大瀬戸	II-1-0101	急傾斜地の崩壊	後吾田3	II-1-4069	急傾斜地の崩壊
見極田-2	II-1-0106	急傾斜地の崩壊	前吾田2	II-1-4070	急傾斜地の崩壊
黒北(安ヶ野)	II-1-0107	急傾斜地の崩壊	南方町大迫1	II-1-4079	急傾斜地の崩壊
杓掛-1	II-1-0108	急傾斜地の崩壊	鳥越-4-新①	II-1-4108-新①	急傾斜地の崩壊
下中野	II-1-0110	急傾斜地の崩壊	鳥越-4-新②	II-1-4108-新②	急傾斜地の崩壊
下中野-新①	II-1-0110-新①	急傾斜地の崩壊	小松池田	II-1-4116	急傾斜地の崩壊
尾平	II-1-0113	急傾斜地の崩壊	小反田	II-1-4117	急傾斜地の崩壊
杓掛-2	II-1-0114	急傾斜地の崩壊	小反田-新①	II-1-4117-新①	急傾斜地の崩壊
大久保-2	II-1-0116	急傾斜地の崩壊	口ノ坪	II-1-4118	急傾斜地の崩壊
崩の下	II-1-0130	急傾斜地の崩壊	横立-2-新①	II-1-4121-新①	急傾斜地の崩壊
学の木原	II-1-0133	急傾斜地の崩壊	北川内町折生迫	II-1-4136	急傾斜地の崩壊
門前	II-1-4004	急傾斜地の崩壊	生目台西一丁目3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊
門前-新①	II-1-4004-新①	急傾斜地の崩壊	谷口1	II-1-4139	急傾斜地の崩壊
中岡1	II-1-4005	急傾斜地の崩壊	谷口2	II-1-4140	急傾斜地の崩壊
志正田1	II-1-4034	急傾斜地の崩壊	時雨柳迫2	II-1-4142	急傾斜地の崩壊
立野下1	II-1-4035	急傾斜地の崩壊	時雨柳迫3	II-1-4143	急傾斜地の崩壊
立野下2	II-1-4056	急傾斜地の崩壊	時雨柳迫3-新①	II-1-4143-新①	急傾斜地の崩壊
立野1	II-1-4057	急傾斜地の崩壊	時雨	II-1-4144	急傾斜地の崩壊
立野2	II-1-4058	急傾斜地の崩壊	相ヶ迫1	II-1-4145	急傾斜地の崩壊
小鹿黒	II-1-4059	急傾斜地の崩壊			
寺前	II-1-4060	急傾斜地の崩壊			
元神南1	II-1-4061	急傾斜地の崩壊			
元神南4	II-1-4064	急傾斜地の崩壊			

持 田 2	II-1-4146	急傾斜地の崩壊	小 丸	II-1-4228	急傾斜地の崩壊
持田2-新 ①	II-1-4146-新①	急傾斜地の崩壊	下中野-2	II-1-4229	急傾斜地の崩壊
持 田 3	II-1-4147	急傾斜地の崩壊	黒 北 - 1	II-1-4236	急傾斜地の崩壊
持 田 5	II-1-4149	急傾斜地の崩壊	銀 代 - 1	II-1-4237	急傾斜地の崩壊
和 田 内	II-1-4150	急傾斜地の崩壊	永 ノ 原	II-1-4241	急傾斜地の崩壊
池内町大瀬 戸6	II-1-4192	急傾斜地の崩壊	沓 掛 - 5	II-1-4242	急傾斜地の崩壊
北川内1- 新①	II-1-4194-新①	急傾斜地の崩壊	田上-2- 新①	II-1-4244-新①	急傾斜地の崩壊
古 城 町	II-1-4196	急傾斜地の崩壊	田上-2- 新②	II-1-4244-新②	急傾斜地の崩壊
山ノ城3- 新①	II-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊	見極田-1	II-1-4256	急傾斜地の崩壊
北川内2	II-1-4211	急傾斜地の崩壊	落野尾-3	II-1-4260	急傾斜地の崩壊
浜 手	II-1-4212	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2	II-1-4274	急傾斜地の崩壊
浜手-新①	II-1-4212-新①	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新①	II-1-4274-新①	急傾斜地の崩壊
土手下-2	II-1-4213	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新②	II-1-4274-新②	急傾斜地の崩壊
土手下-2 -新①	II-1-4213-新①	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新③	II-1-4274-新③	急傾斜地の崩壊
土手下-4	II-1-4215	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新④	II-1-4274-新④	急傾斜地の崩壊
落野尾-1	II-1-4216	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新⑤	II-1-4274-新⑤	急傾斜地の崩壊
落野尾-2	II-1-4217	急傾斜地の崩壊	上ノ原-2 -新⑥	II-1-4274-新⑥	急傾斜地の崩壊
土手下-5	II-1-4218	急傾斜地の崩壊	上ノ原-3	II-1-4275	急傾斜地の崩壊
菰 迫 - 1	II-1-4219	急傾斜地の崩壊	上ノ原-4	II-1-4276	急傾斜地の崩壊
菰 迫 - 2	II-1-4220	急傾斜地の崩壊	堀 口 - 1	II-1-4277	急傾斜地の崩壊
上加納-1	II-1-4221	急傾斜地の崩壊	堀口-1- 新①	II-1-4277-新①	急傾斜地の崩壊
年 神 - 2	II-1-4225	急傾斜地の崩壊	学ノ木-1	II-1-4279	急傾斜地の崩壊
北ヶ迫-1	II-1-4226	急傾斜地の崩壊	唐仁田-1	II-1-4280	急傾斜地の崩壊
北ヶ迫-2	II-1-4227	急傾斜地の崩壊			

唐仁田-2	II-1-4281	急傾斜地の崩壊	菰迫-3	III-1-9126	急傾斜地の崩壊
鹿村野-1	II-1-4282	急傾斜地の崩壊	菰迫-4	III-1-9127	急傾斜地の崩壊
鹿村野-1 -新①	II-1-4282-新①	急傾斜地の崩壊	菰迫-4- 新①	III-1-9127-新①	急傾斜地の崩壊
鷺瀬-3	II-1-4283	急傾斜地の崩壊	上加納-3	III-1-9129	急傾斜地の崩壊
法光坊-1	II-1-4285	急傾斜地の崩壊	上加納-4	III-1-9130	急傾斜地の崩壊
白地	II-2-0305	急傾斜地の崩壊	五反畑	III-1-9137	急傾斜地の崩壊
谷口3	II-2-0312	急傾斜地の崩壊	五反畑(1)	III-1-9147	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫1	II-2-0313	急傾斜地の崩壊	北ヶ迫-5	III-1-9148	急傾斜地の崩壊
城福寺1	II-2-0318	急傾斜地の崩壊	界田-3	III-1-9153	急傾斜地の崩壊
古井手-3	II-2-0320	急傾斜地の崩壊	下中野-3	III-1-9154	急傾斜地の崩壊
古井手-1	II-2-0321	急傾斜地の崩壊	菖蒲迫	III-1-9155	急傾斜地の崩壊
谷口4	III-1-9078	急傾斜地の崩壊	下中野-5	III-1-9157	急傾斜地の崩壊
谷口5	III-1-9079	急傾斜地の崩壊	杏掛-6	III-1-9160	急傾斜地の崩壊
城福寺2	III-1-9081	急傾斜地の崩壊	草萩田-3 -新①	III-1-9162-新①	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫4	III-1-9082	急傾斜地の崩壊	草萩田-3 -新②	III-1-9162-新②	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫2	III-1-9084	急傾斜地の崩壊	下ノ原-4	III-1-9164	急傾斜地の崩壊
桜町1	III-1-9087	急傾斜地の崩壊	黒坂	III-1-9191	急傾斜地の崩壊
山下-1	III-1-9097	急傾斜地の崩壊	田上-6	III-1-9195	急傾斜地の崩壊
銀代-4	III-1-9119	急傾斜地の崩壊	加納-3	III-1-9200	急傾斜地の崩壊
銀代-5	III-1-9120	急傾斜地の崩壊	法光坊-3	III-1-9213	急傾斜地の崩壊
古井手-2	III-1-9121	急傾斜地の崩壊	法光坊-6 -新①	III-1-9216-新①	急傾斜地の崩壊
横尾-2	III-1-9122	急傾斜地の崩壊	法光坊-6 -新②	III-1-9216-新②	急傾斜地の崩壊
横尾-2- 新①	III-1-9122-新①	急傾斜地の崩壊	法光坊-7	III-1-9217	急傾斜地の崩壊
横尾-2- 新②	III-1-9122-新②	急傾斜地の崩壊	法光坊-7 -新①	III-1-9217-新①	急傾斜地の崩壊
落野尾-4	III-1-9124	急傾斜地の崩壊			

	法光坊-7 -新②	Ⅲ-1-9217-新②	急傾斜地の崩壊		谷口谷	01-201-1-025	土石流
	灰ヶ野-1 -新①	Ⅲ-1-9218-新①	急傾斜地の崩壊		大迫 1	01-201-2-009	土石流
	灰ヶ野-1 -新②	Ⅲ-1-9218-新②	急傾斜地の崩壊		大迫 2	01-201-2-010	土石流
	灰ヶ野-1 -新③	Ⅲ-1-9218-新③	急傾斜地の崩壊		中岡谷 2	01-201-2-013	土石流
	灰ヶ野-2	Ⅲ-1-9221	急傾斜地の崩壊		上北方谷 1	01-201-2-020	土石流
	塩水-2	Ⅲ-1-9226	急傾斜地の崩壊		竹之内-1	01-201-2-028	土石流
	松山-1	Ⅲ-1-9234	急傾斜地の崩壊		竹之内 1 谷川	01-201-2-028 -新①	土石流
	学ノ木-2	Ⅲ-1-9236	急傾斜地の崩壊		大迫 3	01-201-3-026	土石流
	二ツ山	Ⅲ-1-9240	急傾斜地の崩壊		陀羅 2	01-201-3-030	土石流
	仏堂園-新 ①	Ⅲ-1-9242-新①	急傾斜地の崩壊		陀羅 5	01-201-3-033	土石流
					陀羅 6	01-201-3-034	土石流
					塩井川	01-201-3-035	土石流
					桜町 1	01-201-3-042	土石流
					桜町 3	01-201-3-044	土石流
					桜町 4	01-201-3-045	土石流
					持田 1	01-201-3-047	土石流
					持田 2	01-201-3-049	土石流
					相ヶ迫 1	01-201-3-050	土石流
					時雨	01-201-3-051	土石流
					相ヶ迫 2	01-201-3-052	土石流
					相ヶ迫 3	01-201-3-053	土石流
					相ヶ迫 4	01-201-3-054	土石流
					時雨西の迫	01-201-3-108	土石流
					柿ノ木田谷	01-301-1-003	土石流
					田上-1- 新②	01-301-2-001 -新②	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	垣下谷	01-201-1-012	土石流
	松元谷	01-201-1-017	土石流
	天神谷川	01-201-1-018	土石流
	数太木 2	01-201-1-019	土石流
	小鹿黒谷	01-201-1-021	土石流
	土川谷前迫	01-201-1-022	土石流
	立野下谷	01-201-1-023	土石流

田上-1-新④	01-301-2-001-新④	土 石 流	上加納(流町)	I-1-0105	急傾斜地の崩壊
田上-1-新⑤	01-301-2-001-新⑤	土 石 流	井 倉	I-1-0125	急傾斜地の崩壊
菰 迫 1	01-301-2-003	土 石 流	下 井 倉	I-1-0126	急傾斜地の崩壊
菰 迫 2	01-301-2-004	土 石 流	下井倉-新①	I-1-0126-新①	急傾斜地の崩壊
落野尾 1	01-301-2-005	土 石 流	大迫南方	I-1-2031	急傾斜地の崩壊
下 中 野	01-301-3-001	土 石 流	吾 田	I-1-2032	急傾斜地の崩壊
菰 迫 乙 1	01-301-3-004	土 石 流	杳 掛 - 3	I-1-2048	急傾斜地の崩壊
落野尾 4	01-301-3-007	土 石 流	杳掛-3-新①	I-1-2048-新①	急傾斜地の崩壊
城 内	01-301-3-010	土 石 流	船 引	I-1-2049	急傾斜地の崩壊
北 ケ 迫	01-301-3-011	土 石 流	尾 の 下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊
白砂ヶ尾	01-302-2-002	土 石 流	鳥 越 - 1	I-1-3004	急傾斜地の崩壊
池 内	I-1-0011	急傾斜地の崩壊	松 島	I-1-3019	急傾斜地の崩壊
照明院-2	I-1-0032	急傾斜地の崩壊	後 吾 田 1	I-1-3020	急傾斜地の崩壊
浮 田 - 3	I-1-0038	急傾斜地の崩壊	後 吾 田 2	I-1-3021	急傾斜地の崩壊
浮田-3-新①	I-1-0038-新①	急傾斜地の崩壊	前 吾 田 1	I-1-3022	急傾斜地の崩壊
溝 頭	I-1-0041	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬戸 2	I-1-3023	急傾斜地の崩壊
六 反 田	I-1-0043	急傾斜地の崩壊	御 供 田	I-1-3024	急傾斜地の崩壊
小 松 - 1	I-1-0044	急傾斜地の崩壊	垣 下	I-1-3025	急傾斜地の崩壊
小 松 - 2	I-1-0045	急傾斜地の崩壊	溝 頭 - 2	I-1-3031	急傾斜地の崩壊
小松-2-新①	I-1-0045-新①	急傾斜地の崩壊	千 丈 - 1	I-1-3032	急傾斜地の崩壊
北川内谷口	I-1-0061	急傾斜地の崩壊	風 穴 - 1	I-1-3034	急傾斜地の崩壊
城 福 寺	I-1-0062	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新①	I-1-3034-新①	急傾斜地の崩壊
桜 町	I-1-0065	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新②	I-1-3034-新②	急傾斜地の崩壊
北川内坂谷	I-1-0066	急傾斜地の崩壊	風穴-1-新③	I-1-3034-新③	急傾斜地の崩壊
上 加 納	I-1-0104	急傾斜地の崩壊			

風 穴 - 2	I - 1 - 3035	急傾斜地の崩壊	杓 掛 - 1	II - 1 - 0108	急傾斜地の崩壊
堂 地	I - 1 - 3054	急傾斜地の崩壊	下 中 野	II - 1 - 0110	急傾斜地の崩壊
大塚町権現前	I - 1 - 3056	急傾斜地の崩壊	下中野-新①	II - 1 - 0110-新①	急傾斜地の崩壊
池内町麓	I - 1 - 3058	急傾斜地の崩壊	尾 平	II - 1 - 0113	急傾斜地の崩壊
南方町大迫2	I - 1 - 3059	急傾斜地の崩壊	杓 掛 - 2	II - 1 - 0114	急傾斜地の崩壊
池内町松元	I - 1 - 3063	急傾斜地の崩壊	大久保-2	II - 1 - 0116	急傾斜地の崩壊
持 田 1	I - 1 - 3065	急傾斜地の崩壊	崩 の 下	II - 1 - 0130	急傾斜地の崩壊
土手下-1	I - 1 - 3068	急傾斜地の崩壊	学 の 木 原	II - 1 - 0133	急傾斜地の崩壊
下中野-1	I - 1 - 3070	急傾斜地の崩壊	門 前	II - 1 - 4004	急傾斜地の崩壊
上大久保-1	I - 1 - 3073	急傾斜地の崩壊	門前-新①	II - 1 - 4004-新①	急傾斜地の崩壊
杓 掛 - 4	I - 1 - 3074	急傾斜地の崩壊	中 岡 1	II - 1 - 4005	急傾斜地の崩壊
草萩田-1	I - 1 - 3075	急傾斜地の崩壊	志 正 田 1	II - 1 - 4034	急傾斜地の崩壊
壱 町 原	I - 1 - 3077	急傾斜地の崩壊	立 野 下 1	II - 1 - 4035	急傾斜地の崩壊
大 坪 2	I - 2 - 0011	急傾斜地の崩壊	立 野 下 2	II - 1 - 4056	急傾斜地の崩壊
もみじヶ丘団地	I - 2 - 0014	急傾斜地の崩壊	立 野 1	II - 1 - 4057	急傾斜地の崩壊
大 坪 - 1	I - 2 - 0201	急傾斜地の崩壊	立 野 2	II - 1 - 4058	急傾斜地の崩壊
陀 羅 迫	I - 2 - 0206	急傾斜地の崩壊	小 鹿 黒	II - 1 - 4059	急傾斜地の崩壊
平 和	II - 1 - 0073	急傾斜地の崩壊	寺 前	II - 1 - 4060	急傾斜地の崩壊
平和-新①	II - 1 - 0073-新①	急傾斜地の崩壊	元 神 南 1	II - 1 - 4061	急傾斜地の崩壊
平和-新②	II - 1 - 0073-新②	急傾斜地の崩壊	元 神 南 4	II - 1 - 4064	急傾斜地の崩壊
平和-新③	II - 1 - 0073-新③	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬戸3	II - 1 - 4065	急傾斜地の崩壊
大 瀬 戸	II - 1 - 0101	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬戸4	II - 1 - 4066	急傾斜地の崩壊
見極田-2	II - 1 - 0106	急傾斜地の崩壊	幸 福 寺	II - 1 - 4068	急傾斜地の崩壊
黒北 (安ヶ野)	II - 1 - 0107	急傾斜地の崩壊	後 吾 田 3	II - 1 - 4069	急傾斜地の崩壊
			前 吾 田 2	II - 1 - 4070	急傾斜地の崩壊

南方町大迫 1	II-1-4079	急傾斜地の崩壊	池内町大瀬 戸6	II-1-4192	急傾斜地の崩壊
鳥越-4- 新①	II-1-4108-新①	急傾斜地の崩壊	北川内1- 新①	II-1-4194-新①	急傾斜地の崩壊
鳥越-4- 新②	II-1-4108-新②	急傾斜地の崩壊	古 城 町	II-1-4196	急傾斜地の崩壊
小 松 池 田	II-1-4116	急傾斜地の崩壊	山ノ城3- 新①	II-1-4207-新①	急傾斜地の崩壊
小 反 田	II-1-4117	急傾斜地の崩壊	北 川 内 2	II-1-4211	急傾斜地の崩壊
小反田-新 ①	II-1-4117-新①	急傾斜地の崩壊	浜 手	II-1-4212	急傾斜地の崩壊
口 ノ 坪	II-1-4118	急傾斜地の崩壊	浜手-新①	II-1-4212-新①	急傾斜地の崩壊
横立-2- 新①	II-1-4121-新①	急傾斜地の崩壊	土手下-2	II-1-4213	急傾斜地の崩壊
北川内町折 生迫	II-1-4136	急傾斜地の崩壊	土手下-2 -新①	II-1-4213-新①	急傾斜地の崩壊
生目台西一 丁目3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊	土手下-4	II-1-4215	急傾斜地の崩壊
谷 口 1	II-1-4139	急傾斜地の崩壊	落野尾-1	II-1-4216	急傾斜地の崩壊
谷 口 2	II-1-4140	急傾斜地の崩壊	落野尾-2	II-1-4217	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫2	II-1-4142	急傾斜地の崩壊	土手下-5	II-1-4218	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫3	II-1-4143	急傾斜地の崩壊	菰 迫 - 1	II-1-4219	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫3 -新①	II-1-4143-新①	急傾斜地の崩壊	菰 迫 - 2	II-1-4220	急傾斜地の崩壊
時 雨	II-1-4144	急傾斜地の崩壊	上加納-1	II-1-4221	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫1	II-1-4145	急傾斜地の崩壊	年 神 - 2	II-1-4225	急傾斜地の崩壊
持 田 2	II-1-4146	急傾斜地の崩壊	北ヶ迫-1	II-1-4226	急傾斜地の崩壊
持田2-新 ①	II-1-4146-新①	急傾斜地の崩壊	北ヶ迫-2	II-1-4227	急傾斜地の崩壊
持 田 3	II-1-4147	急傾斜地の崩壊	小 丸	II-1-4228	急傾斜地の崩壊
持 田 5	II-1-4149	急傾斜地の崩壊	下中野-2	II-1-4229	急傾斜地の崩壊
和 田 内	II-1-4150	急傾斜地の崩壊	黒 北 - 1	II-1-4236	急傾斜地の崩壊
			銀 代 - 1	II-1-4237	急傾斜地の崩壊
			永 ノ 原	II-1-4241	急傾斜地の崩壊
			杳 掛 - 5	II-1-4242	急傾斜地の崩壊

見極田-1	II-1-4256	急傾斜地の崩壊	古井手-1	II-2-0321	急傾斜地の崩壊
落野尾-3	II-1-4260	急傾斜地の崩壊	谷 口 4	III-1-9078	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2	II-1-4274	急傾斜地の崩壊	谷 口 5	III-1-9079	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新①	II-1-4274-新①	急傾斜地の崩壊	城福寺 2	III-1-9081	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新②	II-1-4274-新②	急傾斜地の崩壊	時雨柳迫 4	III-1-9082	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新③	II-1-4274-新③	急傾斜地の崩壊	相ヶ迫 2	III-1-9084	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新④	II-1-4274-新④	急傾斜地の崩壊	桜 町 1	III-1-9087	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新⑤	II-1-4274-新⑤	急傾斜地の崩壊	山下-1	III-1-9097	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2 -新⑥	II-1-4274-新⑥	急傾斜地の崩壊	銀代-4	III-1-9119	急傾斜地の崩壊
上ノ原-3	II-1-4275	急傾斜地の崩壊	銀代-5	III-1-9120	急傾斜地の崩壊
上ノ原-4	II-1-4276	急傾斜地の崩壊	古井手-2	III-1-9121	急傾斜地の崩壊
堀口-1	II-1-4277	急傾斜地の崩壊	横尾-2	III-1-9122	急傾斜地の崩壊
学ノ木-1	II-1-4279	急傾斜地の崩壊	横尾-2- 新①	III-1-9122-新①	急傾斜地の崩壊
唐仁田-1	II-1-4280	急傾斜地の崩壊	横尾-2- 新②	III-1-9122-新②	急傾斜地の崩壊
唐仁田-2	II-1-4281	急傾斜地の崩壊	落野尾-4	III-1-9124	急傾斜地の崩壊
鹿村野-1	II-1-4282	急傾斜地の崩壊	菰迫-3	III-1-9126	急傾斜地の崩壊
鹿村野-1 -新①	II-1-4282-新①	急傾斜地の崩壊	菰迫-4	III-1-9127	急傾斜地の崩壊
鷺瀬-3	II-1-4283	急傾斜地の崩壊	菰迫-4- 新①	III-1-9127-新①	急傾斜地の崩壊
法光坊-1	II-1-4285	急傾斜地の崩壊	上加納-3	III-1-9129	急傾斜地の崩壊
白 地	II-2-0305	急傾斜地の崩壊	上加納-4	III-1-9130	急傾斜地の崩壊
谷 口 3	II-2-0312	急傾斜地の崩壊	五 反 畑	III-1-9137	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫 1	II-2-0313	急傾斜地の崩壊	五反畑 (1)	III-1-9147	急傾斜地の崩壊
城福寺 1	II-2-0318	急傾斜地の崩壊	北ヶ迫-5	III-1-9148	急傾斜地の崩壊
古井手-3	II-2-0320	急傾斜地の崩壊	界田-3	III-1-9153	急傾斜地の崩壊
			下中野-3	III-1-9154	急傾斜地の崩壊

菖 蒲 迫	Ⅲ-1-9155	急傾斜地の崩壊
下中野-5	Ⅲ-1-9157	急傾斜地の崩壊
杳掛-6	Ⅲ-1-9160	急傾斜地の崩壊
草萩田-3 -新②	Ⅲ-1-9162-新②	急傾斜地の崩壊
下ノ原-4	Ⅲ-1-9164	急傾斜地の崩壊
黒 坂	Ⅲ-1-9191	急傾斜地の崩壊
田上-6	Ⅲ-1-9195	急傾斜地の崩壊
加納-3	Ⅲ-1-9200	急傾斜地の崩壊
法光坊-3	Ⅲ-1-9213	急傾斜地の崩壊
法光坊-6 -新①	Ⅲ-1-9216-新①	急傾斜地の崩壊
法光坊-6 -新②	Ⅲ-1-9216-新②	急傾斜地の崩壊
法光坊-7	Ⅲ-1-9217	急傾斜地の崩壊
法光坊-7 -新①	Ⅲ-1-9217-新①	急傾斜地の崩壊
法光坊-7 -新②	Ⅲ-1-9217-新②	急傾斜地の崩壊
灰ヶ野-1 -新①	Ⅲ-1-9218-新①	急傾斜地の崩壊
灰ヶ野-1 -新②	Ⅲ-1-9218-新②	急傾斜地の崩壊
灰ヶ野-1 -新③	Ⅲ-1-9218-新③	急傾斜地の崩壊
灰ヶ野-2	Ⅲ-1-9221	急傾斜地の崩壊
塩水-2	Ⅲ-1-9226	急傾斜地の崩壊
松山-1	Ⅲ-1-9234	急傾斜地の崩壊
学ノ木-2	Ⅲ-1-9236	急傾斜地の崩壊
二ツ山	Ⅲ-1-9240	急傾斜地の崩壊

仏堂園-新 ①	Ⅲ-1-9242-新①	急傾斜地の崩壊
------------	-------------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

宮崎県土地利用基本計画(昭和56年宮崎県告示第746号)を平成30年3月29日付で変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画(計画図)は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、宮崎市役所、都城市役所、小林市役所、えびの市役所、三股町役場及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更の理由
計画図

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要(面積は、計画図により計測したもの)

(1) 総括表 (単位:ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変更面積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	-	-	-	88,747
農業地域	306,902	-	-	-	306,902
森林地域	592,005	-	56	△56	591,949
自然公園地域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全地域	192	-	-	-	192
計	1,083,688	-	56	△56	1,083,632
白地地域	6,545	7	-	7	6,552

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位:ヘクタール)

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森林地域	宮 崎 市	-	20	△20
	都 城 市	-	6	△6

	小 林 市	－	3	△ 3
	え び の 市	－	5	△ 5
	三 股 町	－	3	△ 3
	国 富 町	－	19	△ 19

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブックスミスミ日向店
日向市大字財光寺字桃ノ木 493番1 外9筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成29年11月30日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成30年3月29日から平成30年5月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡市塩浜町ドン・キホーテ
延岡市塩浜町一丁目1532番地1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
平成30年1月29日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年3月29日から平成30年5月1日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年3月29日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地1
理 事	内 山 俊 一	えびの市大字末永1929番地2
理 事	常 森 賢 二	えびの市大字榎田99番地1
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地3
理 事	東 脇 正	えびの市大字大明司1171番地1
理 事	東 蕨 安 美	えびの市大字上江1924番地3
理 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地2
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地1
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地
監 事	菅 田 正 博	えびの市大字西長江浦1783番地ロ
監 事	境 田 博 之	えびの市大字内堅 249番地1
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地3

(任期：平成31年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により

、尾八重野土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 口 英 二	えびの市大字東長江浦 888
理 事	南 濱 勝 則	えびの市大字東長江浦1652- 139
理 事	本 田 英 俊	えびの市大字東長江浦1676- 797
理 事	山 田 尚 幸	えびの市大字東長江浦1676- 374
理 事	松 形 哲 至	えびの市大字東長江浦1676- 790
理 事	奥 松 文 雄	えびの市大字東長江浦1652-24
監 事	森 茂 洋 一	えびの市大字東長江浦1650- 3
監 事	松 元 和 文	えびの市大字東長江浦1652- 120

(任期：平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 口 英 二	えびの市大字東長江浦 888
理 事	南 濱 勝 則	えびの市大字東長江浦1652- 139
理 事	本 田 英 俊	えびの市大字東長江浦1676- 797
理 事	山 田 尚 幸	えびの市大字東長江浦1676- 374
理 事	松 形 哲 至	えびの市大字東長江浦1676- 790
監 事	森 茂 洋 一	えびの市大字東長江浦1650- 3
監 事	松 元 和 文	えびの市大字東長江浦1652- 120

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 元 勝 雄	北諸県郡三股町大字樺山4257番地

		1
--	--	---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、天神川地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣